

# ★★ 令和7年度 軽自動車税の税率について ★★

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について、令和7年度のみグリーン化特例が適用され、軽自動車税(種別割)が軽減されます。

(1)平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両

【単位:円】

車種区分			① 右以外の車両 に係る税額 (年額)	② 軽課税額(年額)		
				R6. 4. 1~R7. 3. 31に新車登録した車両		
				電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車	ガソリン車・ ハイブリッド車	
				概ね75%軽減 (ア)	概ね50%軽減 (イ)	概ね25%軽減 (ウ)
四輪以上 (総排気量 660cc以下)	乗用	自家用	10,800	2,700	適用なし	適用なし
		営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
	貨物用	自家用	5,000	1,300	適用なし	適用なし
		営業用	3,800	1,000	適用なし	適用なし
三輪のもの(排気量660cc以下)			3,900	1,000	2,000※1	3,000※1

※1 乗用営業用車に限ります。

①重課税率の適用(新規検査から13年を経過)となるまで、この税額が適用されます。

②軽減の適用は、当該取得をした日の翌年度分の軽自動車税の1年限りになります。

## グリーン化特例(軽課)の適用となる基準

(ア) 概ね75% 軽減	電気軽自動車 天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制に適合するもの。または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。)	
(イ) 概ね50% 軽減	平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車。 または平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車。	+
(ウ) 概ね25% 軽減	平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車。 または平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車。	+

●上記の排出ガス性能及び燃費性能については、自動車検査証にある備考欄、または自動車に貼付されているステッカーをご確認ください。

【必ず裏面もご覧ください】

(2)平成27年3月31日以前に**最初の新規検査**を受けている車両は、重課税率の適用(新規検査から13年を経過)となるまで、下表の税率が適用されます。

【単位:円】

車種区分			旧税率(年額)	13年超の経年車に係る税額(年額) (重課税率)
四輪以上 (総排気量 660cc以下)	乗用	自家用	7,200	12,900
		営業用	5,500	8,200
	貨物用	自家用	4,000	6,000
		営業用	3,000	4,500
三輪のもの(排気量660cc以下)			3,100	4,600

### 軽自動車税重課税率の適用年度早見表

初度検査年月	重課税率が適用される年度
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度(2023年度)軽自動車税から適用
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度(2024年度)軽自動車税から適用
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度(2025年度)軽自動車税から適用
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度(2026年度)軽自動車税から適用

#### ●最初の新規検査とは

「最初の新規検査」とは、初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けた時の検査をいいます。新車として販売された時を指します。最初の新規検査年月を確認するには、自動車車検証の「初度検査年月」で確認することができます。

初めてナンバーを登録した年月です。これより13年経過した翌年度の課税から重課となります。

番号〇〇〇

## 自動車検査証

年 月 日

軽自動車検査協会

印

車両番号		交付年月日		初度検査年月	自動車の種別	用途	車体の形状	
		年 月 日	年 月				長さ	幅
車体番号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		高さ	
		人	kg	kg	kg		cm	cm
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号	
				L	kg	kg		

見本